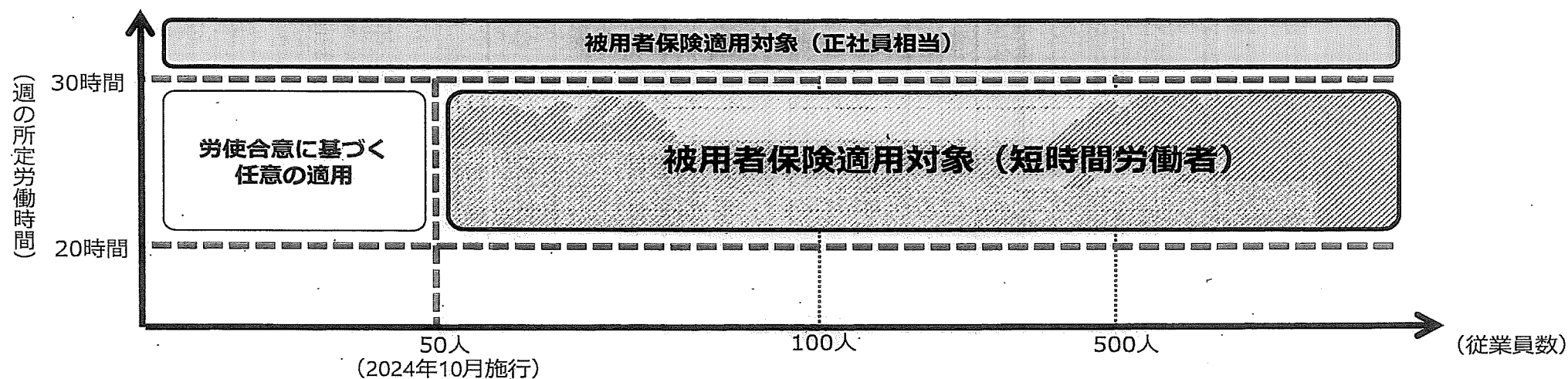


短時間労働者の企業規模要件を撤廃した場合のイメージ

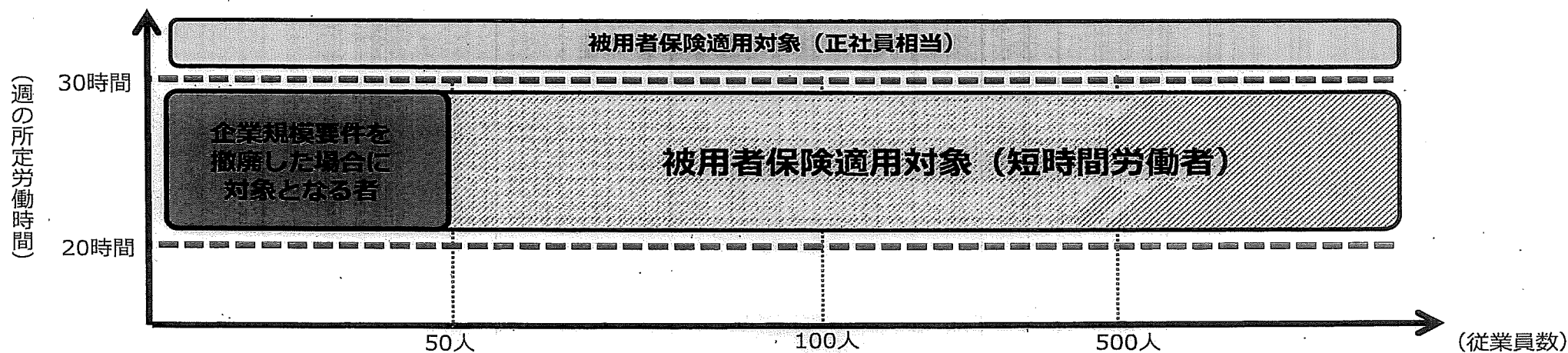
第20回社会保障審議会年金部会
2024年11月15日

資料 1

【現行制度】



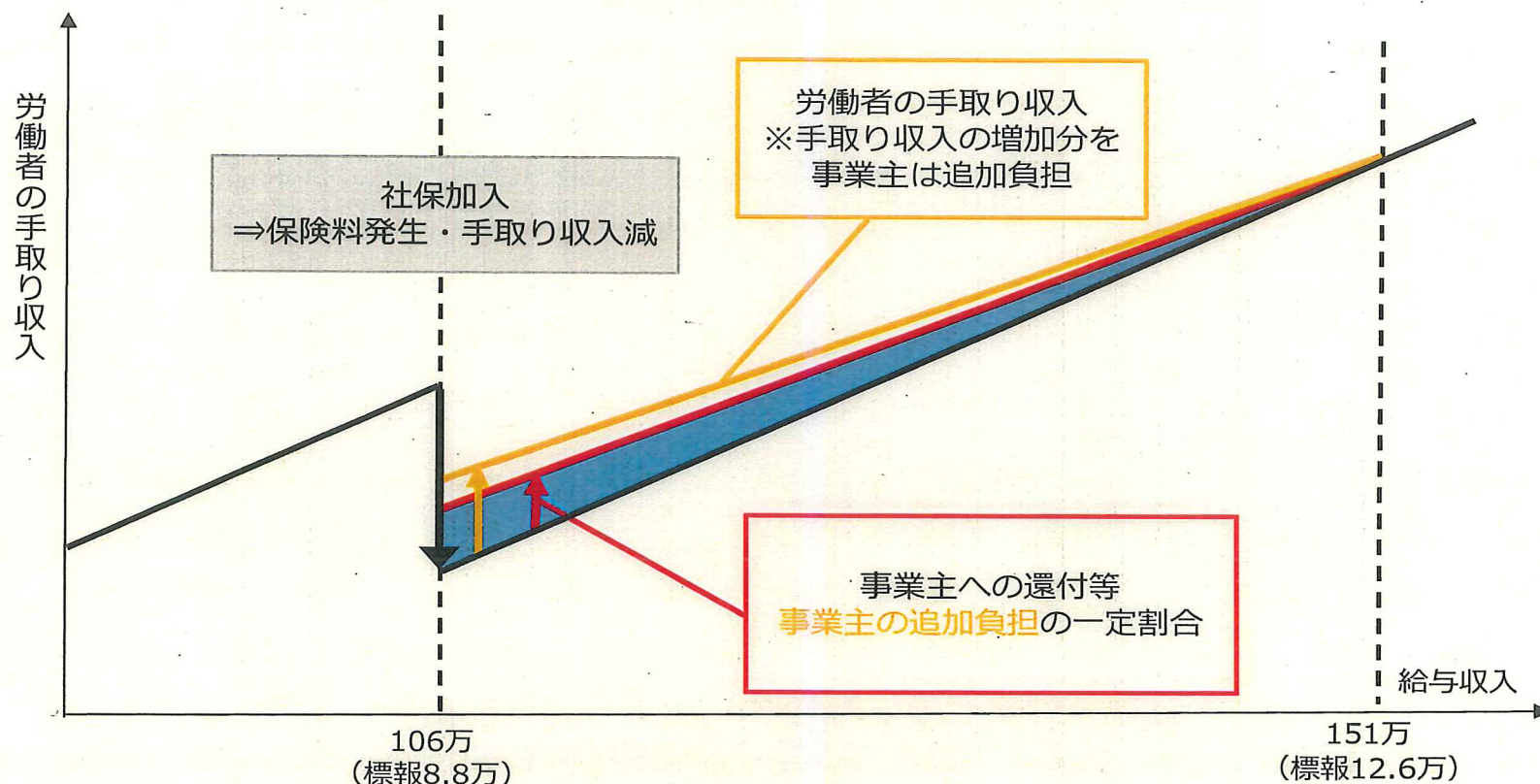
【企業規模要件を撤廃した場合】



企業規模要件撤廃等に伴う経過措置（就業調整を減らすための保険料調整）案（概要）

- 今回の改正で適用が拡大される比較的小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所。任意で適用を受ける企業を含む。）で働く短時間労働者（標準報酬月額が12.6万円以下の者を念頭）について、社会保険加入に伴う手取りの減少を緩和し、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、国の定める負担割合を前提に、事業主が労使折半を超えて保険料を負担することができる特例的・時限的な経過措置を設けるとともに、この特例措置を利用した事業主に対して労使折半を超えて負担した保険料の一定割合を制度的に支援する。
- 特例措置の適用を希望する事業主は、適用開始時に年金事務所等にその旨の簡素な申し込みを行うことで適用できることとし、特例措置の適用期間（3年間）の期間中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする。

□ 保険料調整後の手取り収入・調整額のイメージ



立憲民主党「年収の壁」等に対する提案

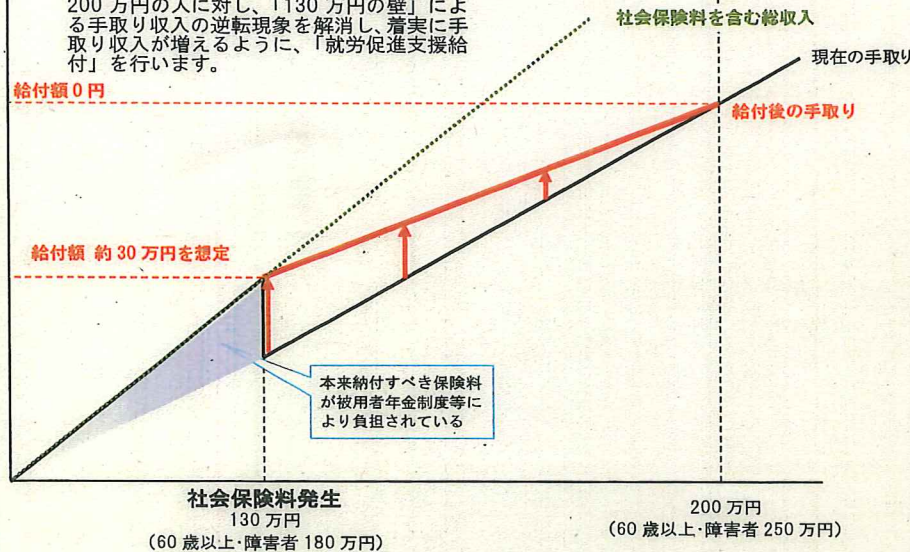
「年収の壁」とは

- 一定の規模を超える事業所（※）に勤める短時間労働者であれば、年収「106万円」以上となると、社会保険料を支払うことになって手取りが減ります。しかし、厚生年金が適用されて将来受け取れる年金給付が増える、健康保険等から傷病手当金・出産手当金を受給できるようになるというメリットがあります。私たちは「106万円」を「壁」と捉えています。
 - 問題なのは「130万円の壁」です。①自営業・フリーランスの人、②一定の規模以下の事業所（※）で働く短時間労働者は、「130万円の壁」を越えて被扶養者でなくなった際に、国民年金・国民健康保険の保険料を支払い、手取りが減ることになる一方、年金給付等のメリットは得られません。
- ※2024年10月以降は従業員50人

当分の間の措置（就労支援給付制度）

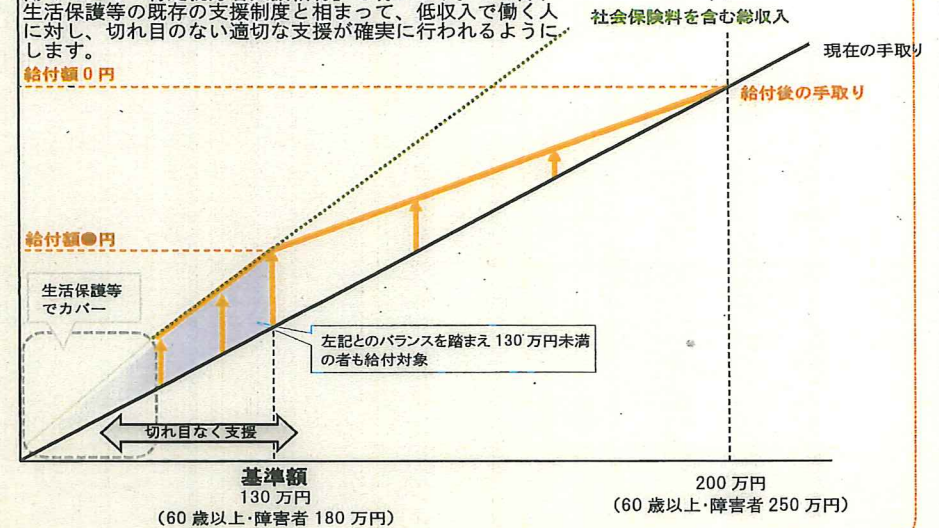
就労促進支援給付【「年収の壁」対策（3号→1号のケース等）】

被扶養者であった人で、年収が130万円～200万円の人に対し、「130万円の壁」による手取り収入の逆転現象を解消し、着実に手取り収入が増えるように、「就労促進支援給付」を行います。



特定就労者支援給付【低所得就労者対策（1号のケース等）】

被扶養者だった人だけでなく、低収入（200万円未満）で働く人にも「特定就労者支援給付」を行います。その際、生活保護等の既存の支援制度と相まって、低収入で働く人に対し、切れ目のない適切な支援が確実に行われるようにします。



抜本的改革

◇第3号被保険者制度の見直しについて検討します。

◇企業で働く人のため、厚生年金・健康保険の適用拡大を進めます。

- 中小零細企業で働いていても厚生年金・健康保険に加入できるよう、新たに適用される事業所に必要な支援策を講じた上で企業規模要件を撤廃します。
- 年収「106万円」（月額8.8万円）は「壁」でないため、年収「92万円」（月額7.7万円）に引き下げ、より低収入の人でも厚生年金・健康保険が適用されるようにします。

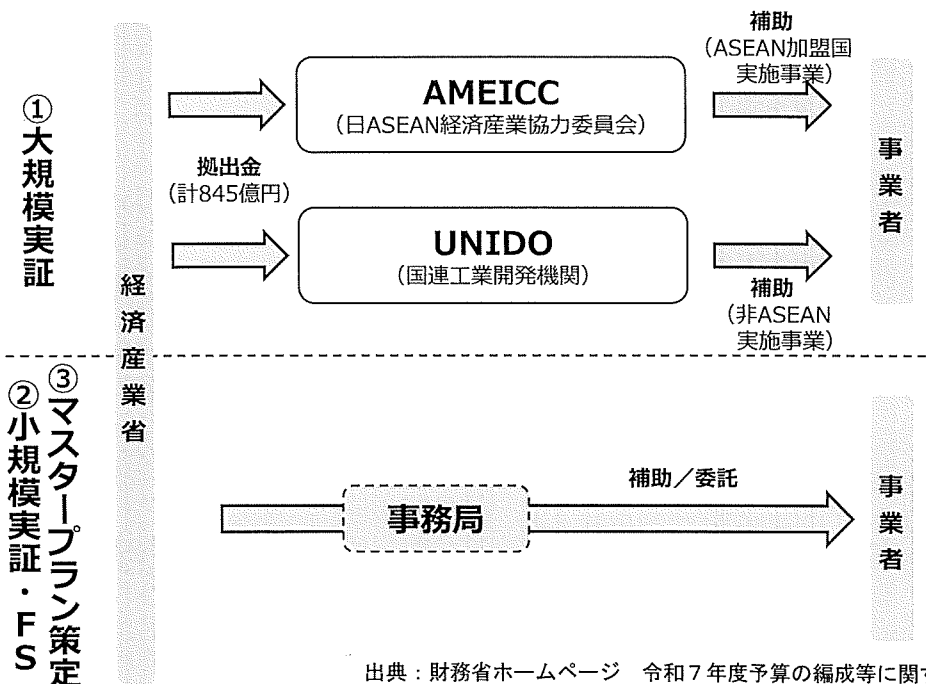
◇多様な就労形態で働く人の処遇改善、社会保障の充実について検討します。

- 補助金は、それに依らずとも実施されたはずの投資を代替するものではなく、当該補助金がなければ実施できなかった事業に追加的な効果が見込めるものでなければならない。
- この点、グローバルサウス未来志向型共創等事業については、公募の結果として採択された実証事業と同様の案件が、企業自らの取り組みで同地域に展開されていたケースも存在。広く海外進出について、大企業も含めて補助金を活用できるスキームとした結果として、真に必要とは言い難い公的支援となってしまうのではないか。

* 企業にとっては、海外進出のためのコストを抑制するため補助金を活用するのは当然であり、個社の判断が不公正であるというわけでは全くない。

【グローバルサウス未来志向型共創等事業の執行スキーム】

- グローバルサウスに進出する企業による、i. DX/GX等の我が国のイノベーション創出につながる共創型、ii. 我が国の高度技術の海外展開型、iii. サプライチェーン強靱化型、のいずれかに該当する案件について、支援を実施。
- 支援手法は①上限40億円の大規模実証、②上限数億円の小規模実証・FS、③マスタープラン策定の3つに分かれる。
- いずれも公募期間は2024年度中。事業実施期間は、①は補助交付契約締結から最長3年間、②③は1年程度。



【採択状況の詳細（抜粋）】

企業名	事業実施国	プロジェクト名
A社	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア	健診センターの展開を通じたAI健診イノベーション実証事業

【関連報道(注)】

健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインド ハイデラバードにオープン
(A社プレスリリース2023/11/17)

A社は、11月19日、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインドのハイデラバードにオープンします。今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

健診センター「NURA」について

当社は、2021年から2023年にかけてインドのベンガルール、グルガム、ムンバイに「NURA」を開業。さらに2023年9月、モンゴルのウランバートルに「NURA」をオープンし、新興国での健診サービス事業の展開を強化しています。

「NURA」では、当社が持つCT・マンモグラフィなどの医療機器や医師の診断を支援するAI技術を活用して、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供。約120分という短時間ですべての検査が完了し、かつ健診終了後にその場で医師から健診結果に関する説明を、診断画像を見ながら分かりやすく受けられるという利便性から、「NURA」の利用者はすでに約17,000人に上っています。（後略）

A社、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開
(日本経済新聞2024/7/1)

A社は、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開します。新拠点は、東南アジア地域での「NURA」初拠点として、7月1日にベトナムのハノイにオープンします。ベトナムで医療機関「T-Matsuoka Medical Center」を展開する「VIETNAM JAPAN HEALTH TECHNOLOGY JOINT STOCK COMPANY（以下、VJH社）」が運営。インドやモンゴルで「NURA」を展開してきたA社子会社のサポートのもと、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供します。

当社は、今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

(注) 関連報道の引用にあたっては、個社名を記載していない。